

平成28年度印西市公共下水道事業運営審議会
委嘱書交付式及び第1回審議会議事録要約

日時 平成29年3月8日(水) 午後3時から
場所 印西市役所会議棟2階201会議室
委員 篠田 義和、五十嵐 新一、加藤 徹、高橋 博、角田 政一、長谷川 美佐子、松田 浩太郎
事務局 板倉印西市長、鈴木都市建設部長、坂巻下水道課長、藤崎主査、今関主査補、武本主査補

進行： 本日は、お忙しい中、第1回印西市公共下水道事業運営審議会にご出席を頂きまして誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、下水道課の坂巻と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議次第により、進めていきたいと思っております。

ただ今から、委嘱書交付式を行います。委嘱書は、市長から交付させていただきます。お名前をお呼びしますので、その場で御起立をお願いいたします。

加藤 徹(かとう とおる) 様

(委嘱書を全文読み上げ。) よろしく願いいたします。

高橋 博(たかはし ひろし) 様

以下同じでございます。よろしく願いいたします。

角田 政一(かくた せいいち) 様

以下同じでございます。よろしく願いいたします。

篠田 義和(しのだ よしかず) 様

以下同じでございます。よろしく願いいたします。

長谷川 美佐子(はせがわ みさこ) 様

以下同じでございます。よろしく願いいたします。

五十嵐 新一(いがらし しんいち) 様

以下同じでございます。よろしく願いいたします。

松田 浩太郎(まつだ こうたろう) 様

よろしく願いいたします。

以上でございます。続きまして、印西市長から皆様にごあいさつ申し上げます。

げます。

市長： 改めまして、皆様こんにちは。印西市長の板倉正直でございます。

本日は、公私ともに大変お忙しい中、「平成28年度第1回公共下水道事業運営審議会」にご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、日頃より下水道事業に、ご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、新たに7名の方に委嘱書を交付させて頂きました。委員の皆様には、それぞれのお立場で、貴重なご意見やご助言をいただけたらと考えておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

さて、今回、審議をお願い致します案件は、印西市公共下水道事業への地方公営企業法の適用についてでございます。

この地方公営企業法の適用により、自らの経営・資産等を的確に把握し、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化を図っていく所存でございます。

詳細につきましては、事務局より、説明がありますので、よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

最後に、委員の皆様の今後益々のご健勝を心より祈念申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞ宜しく願いいたします。

進行： ありがとうございます。以上で委嘱書交付式を終わります。なお、市長は所用のため、ここで退席させていただきます。

(市長退席)

続きまして、これより、第1回印西市公共下水道事業運営審議会を始めたいと思います。

本日は、第1回目の審議会でございますので、最初に委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。加藤様からお願いいたします。

(各委員から自己紹介)

次に、事務局の紹介をさせていただきます。

(各事務局職員から自己紹介)

ここで、本日の資料の確認をしたいと思います。本日の資料は、会議次第、委員名簿、市長からの諮問書の写し、運営審議会条例、資料1・2・3・4、となっております。資料がない場合は、事務局までお申し出ください。

早速、会議に入りたいと思いますが、本来ですと、印西市公共下水道事業運営審議会条例第5条第1項の規定により、審議会は会長が議長となり、会議を進めて行くことになっております。しかしながら、会長がまだ選出されておられませんので、会議の臨時議長を鈴木都市建設部長が務めさせていただきます。それでは議長席をお願いいたします。

臨時議長（都市建設部長）： それでは、会長が選出されるまでの間、会議の臨時議長を務めさせていただきます、都市建設部長の鈴木でございます。よろしくをお願いいたします。

ただ今から、議事に入りたいと思います。日程第1 会長及び副会長の選出について、を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局： 印西市下水道事業運営審議会条例第4条第1項の規定では、審議会に会長及び副会長を各1名おき、委員の互選により定めることとされております。

臨時議長： ただ今、事務局からの説明がありましたが、まず初めに会長を選出したいと思います。どなたか立候補なさる方、又は推薦をしたい方等、いらっしゃいますでしょうか。

(事務局に一任します ⇒ という声あり)

臨時議長： 事務局に一任というご意見がございましたが、事務局より提案はありますか？

事務局： 事務局としましては、今までの職務の関係から公営企業の経営に精通しておられる、篠田委員に会長をお願いしたいと思います。

臨時議長： それでは、お諮りいたします。事務局から提案のありましたとおり、篠田委員に会長をお願いすることについて、ご異議ありませんか？

(異議なし)

「異議なし」と認めます。それでは、篠田委員に会長をお願いしたいと思いますが、篠田委員、会長をお引き受けいただけますか？

委員： はい。

臨時議長： ありがとうございます。ただ今の結果により、篠田委員が会長に決定いたしました。それでは、ここで会長から御挨拶をお願いいたします。

会長： 只今、会長に御指名を頂きました篠田でございます。下水道に関しては、私よりも知識・経験のある方がいる中で、請謁ではございますが、皆様から貴重なご意見を頂きながら、この審議会が良い方向に進むよう努めて参りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

臨時議長： ありがとうございます。以上で臨時の議長としての職務が終わりましたので、会長と交代いたします。皆様、ご協力ありがとうございました。

会長(議長)： それでは、ここから議長を務めさせていただきます。皆様よろしく願いいたします。それでは、当審議会の副会長の選出を行いたいと思います。どなたか立候補なさる方、又は推薦をしたい方等、いらっしゃいますでしょうか。

(事務局に一任します ⇒ という声あり)

会長(議長)： 事務局に一任という意見がございましたが、事務局より提案はありますか。

事務局： 事務局としましては、市民の代表として、本審議会委員をお引き受けくださいました、五十嵐委員をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

会長（議長）： 「異議なし」と認めます。それでは、五十嵐委員に副会長をお願いしたいと思いますが、五十嵐委員、副会長をお引き受けいただけますか？

委員： はい。

会長（議長）： ありがとうございます。ただ今の結果により、五十嵐委員が副会長に決定いたしました。それでは、ここで副会長から御挨拶をお願いいたします。

副会長： 只今、ご紹介を頂きました五十嵐でございます。皆様と一緒に審議して参りたいと思っておりますのでどうぞ宜しくお願いいたします。

会長（議長）： ありがとうございます。続きまして、日程第2 会議の公開について、を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局： 印西市におきましては、情報公開条例等により、審議会は、原則公開となっておりますので、傍聴の申し出があった場合は、傍聴を認め、会議録につきましては、調整後公開となります。以上です。

会長（議長）： ただ今、事務局からの説明がありましたが、何かご意見ご質問がありましたらご発言をお願いします。

ないようでしたら、日程第3 会議録の作成及び会議録署名委員についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局： 会議録の作成及び会議録署名委員について説明させていただきます。「印西市附属機関等の会議等の公開に関する指針」の規定から作成が義務付けられており、会議録の作成方法と確定方法についてお諮りするものでございます。

まず、作成方法につきましては要約方式を採用し、また、会議録の確定につきましては、次回の審議会までに事務局で作成しまして、会長と、会議録署名委員に署名をいただき、確定と考えております。会議録署名委員につきましては、会議の都度、決めていただければと考えております。第1回のこの会議の会議録につきましては、篠田会長と、五十嵐副会長に

お願いしたいと思います。

会長（議長）： ただ今、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いします。

ないようでしたら、事務局の説明のとおり、今後、会議録を作成し、会長と会議録署名委員が署名し、会議録が確定することとします。

次に、日程第4 印西市の下水道事業の現状と地方公営企業法の適用について、を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局： それでは、日程第4の『印西市の下水道事業の現状と地方公営企業法の適用について』の説明をさせていただきます。

初めに、千葉県では、住み良いまち、きれいな水を未来に残すため、県全域を対象とした総合的な汚水処理の構想として、「全県域汚水適正処理構想」を策定し、地域の特性にあった汚水処理施設の整備・運営を計画的かつ効率的に進めており、印西市におきましても、この汚水処理適正構想に基づいて下水道事業を進めているところでございます。

資料1の図面をご覧ください。

こちらは、印西市の下水道計画図となっております。印西市の公共下水道事業は、図面上部に位置しております、JR成田線沿線の木下及び小林地区の市街化区域及びその周辺の市街化調整区域でオレンジ色の線で囲んでいる区域を全体計画区域とする手賀沼流域関連公共下水道事業と、図面中央に位置しております北総線沿線の千葉ニュータウン地区、松崎地区、図面下部の岩戸地区、図面右下部の平賀学園台等のオレンジ色で囲んでいる区域を全体計画区域とする印旛沼流域関連公共下水道事業の2事業で行っております。

なお、紫色の点線で囲んでいる区域につきましては、下水道法の認可を取得して、整備を進めている区域となっております。

資料2をご覧ください。

こちらは、印西市の下水道整備率の表となっております。まず、手賀沼流域関連公共下水道事業については、全体計画区域面積を汚水482ha、雨水623ha、事業認可区域面積を汚水438ha、雨水318haとしております。

汚水につきましては、平成27年度末で、約404haの区域が整備済みとなっており、整備率としましては、認可区域面積の約92%となっております。

続きまして、印旛沼流域関連公共下水道事業についてですが、全体計画区域面積を汚水2, 470ha、雨水1, 879ha、事業認可区域面積を汚水1, 582ha、雨水1, 533haとしております。

汚水につきましては、平成27年度末で、約1, 532haの区域が整備済みとなっており、整備率としましては、認可区域面積の約97%となっております。

千葉ニュータウンの下水道整備につきましては、新住事業者であります都市再生機構が整備したものを、市が引き継ぎ維持管理しております。

現在、市が整備している区域としましては、印旛高校跡地活用事業関連の木下地区、小林駅南口駅前交通広場関連の小林地区、岩戸地区等で汚水又は雨水の整備を実施しております。

資料3をご覧ください。

こちらは、下水道事業の決算の概要となっております。

印西市の下水道事業につきましては、千葉ニュータウン区域を中心とする市街化区域に設置される公共下水道と、市街化調整区域に設置される特定環境保全公共下水道の2事業がございますが、2事業を合算した経営状況となります。

はじめに、表の左側から説明いたします。

1・2行目ですが、印西市の下水道事業は、昭和50年1月7日に建設事業を開始し、昭和55年8月1日に供用開始しております。

事業費の項目に移りまして、これまでの総事業費は、平成27年度末で302億83万3千円となっており、国庫補助金が約14%、地方債が約27%を財源としております。

処理場等の項目に移りまして、整備済みの下水道管布設延長は439kmとなっております。処理場における、汚水の年間総処理水量は約1,004万立方メートルで、下水道使用料の徴収対象となる年間有収水量が約812万立方メートルとなっておりますので、有収率は80.9%となります。

費用分析の項目に移りまして、平成27年度の汚水処理費は9億2,864万4千円で、下水道使用料でどれだけ賄われているかを示す、経費回収率は118.2%となっております。

料金の項目に移りまして、有収水量1立方メートルあたりの使用料収入を示す使用料単価が135.15円、有収水量1立方メートルあたりの汚水処理費を示す汚水処理原価が114.38円となっております。

職員数の項目でございますが、下水道課の職員は10名でございます。次に、表の右側の説明をいたします。

収益的収支の項目ですが、こちらは、維持管理など日々の営業活動に必要な経費の収支となります。平成27年度の総収益は13億4,403万2千円で、主なものとしましては、料金収入が10億9,724万6千円となっております。

総費用は9億168万6千円で、収支差引額4億4,234万6千円となっております。

資本的収支の項目に移りまして、こちらは工事請負費などの施設の改良などに必要な経費の収支となります。平成27年度の資本的収入は4億9,722万円で、主なものとしましては地方債が3億6,640万円となっております。

資本的支出は8億3,227万4千円で、内訳は建設改良費が5億9,419万1千円、地方債償還金が2億3,808万3千円となっております。

資本的収支の差引額はマイナスの3億3,505万4千円となっておりますが、収益的収支と資本的収支を合わせた収支再差引額は1億729万2千円となります。

最終的な実質収支としましては、1億377万6千円の黒字となっております。

最後に、平成27年度末現在の地方債現在高ですが、30億7,121万1千円となっております。

資料4をご覧ください。

こちらは、平成26年8月に国から提示された「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップとなっております。

平成27年1月に「公営企業会計の適用の推進について」国から要請があり、平成27年度から平成31年度までを公営企業会計適用の「集中取組期間」とし、下水道事業は「重点事業」と位置づけられました。

下水道施設は住民の恒久的財産として適正に維持され、その利用に供していかなければならないことから、健全な経営を確保し、住民の要請に的確に答えていくため経営状況を正しくとらえる必要があります。

現在の下水道事業会計は、現金の出入りのみに着目して経理する官庁会計方式を採用しており、損益や財産の状態を正確に把握することができないことから、企業会計方式を取り入れ、複式簿記を採用することで、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成を通じて固定資産等のストック情報や損益の的確な把握が可能となるよう、地方公営企業法を適用していくこととなります。

印西市としましても、この要請の趣旨を理解したうえで、移行へ向け

準備を始めたところでございます。

それではここで、今回、市長から諮問がありました、地方公営企業法の『適用範囲』及び『適用時期』について少し説明をさせていただきたいと思っております。

地方公共団体が経営する下水道事業や水道事業などの公営企業は、料金収入などの、その経営に伴う収入をもって経費にあてることを原則とした独立採算制がとられております。

地方公営企業法というのは「地方公営企業が、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進する」ことを基本原則として、公営企業に係る組織、財務、職員の身分取扱い等に関して、地方自治法等の規定の特例を定めたものとなっており、適用事業については、水道事業、電気事業、ガス事業などは同法の全部を、病院事業については、同法のうち財務規定等を一部適用することと定められており、下水道事業については、地方公営企業法の全部または財務規定等一部を適用するかは地方公共団体の任意となっているところでございます。

国からの要請である、「公営企業会計の適用」というのは、地方公営企業法のうち財務規定の部分を適用させることで足りるものではありませんが、この適用させる「範囲」と「時期」について、これまで庁内で議論してまいりました。

まず、平成27年の11月と平成28年1月に関係課の主任職を構成員とする「印西市下水道事業地方公営企業法適用検討会」を開催し、平成28年10月と平成29年1月には、関係課の課長職を構成員とする「印西市下水道事業地方公営企業法適用協議会」を開催いたしました。その結果、「適用時期」につきましては、両会議において、平成32年4月からの開始ということで意見が一致いたしました。

しかしながら、「適用範囲」につきましては、最初の「検討会」の報告書では、『国からの要請は経営状況と財務状況の明確化に主眼を置いたものであることから、事務負担の少ない財務規定のみを適用させる「一部適用」が望ましい』とされておりましたが、この報告書の内容を踏まえて開催した「協議会」では、『既に公営企業会計を導入している水道事業と統合することで、事務の効率化や上下水道の窓口一本化による住民サービスの向上にもつながるメリットがあることと、検討会等でデメリットとしていた、適用するまでに掛かる事務負担についても、開始までの期間が十分であることから解消できるものであるとして「全部適用」にするのがよい』との結果となっております。

事務局といたしましては、適用範囲については水道事業との組織統合

を前提とした「全部適用」とし、適用時期といたしましては、「平成32年4月から」として提案させていただきたいと思います。

以上で、簡単ではございますが、印西市の下水道事業の現状と地方公営企業法の適用についての説明を終わらせていただきます。

会長（議長）： ただ今、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いします。

委員： 水道事業と下水道事業を一緒にするというのでしょうか。

事務局： はい。その辺を含めて、ご審議頂きたいと思います。

委員： 統合するデメリットは何ですか。

事務局： 統合するまでの事務量が多いという点があります。統合した後についてのデメリットは特に見当たりませんでした。

委員： 私は、以前、東京都下水道局に勤めておりましたが、東京都は公営企業会計を適用しているのが、交通局・水道局・下水道局です。以前は、上下水道一緒でしたが、途中で下水道事業が独立した経緯があります。先ほどのメリット・デメリットについて、もう少し詳しく説明して頂きたい。

事務局： 全部適用（上下水道統合）と一部適用のメリット・デメリットについては、次回の審議会でお示ししたいと思います。

委員： 全部適用は良いと思いますが、水道と下水道が一緒になるということですね。要は、住民にとってのメリットがないと説明が難しいと思いますが。

事務局： 上下水道窓口の一本化というメリットがあると考えています。

委員： 住民に対する細かなサービスについては、どうなるのでしょうか。

事務局： 基本的には変わりませんが、現在、水道課が本埜支所の2階にあり、

届出等の面で、市民の皆様になんかご迷惑をかけておりますが、統合すればそういった面を解消できると考えています。また、行政側としまして、既に公営企業会計を適用している水道課と一緒にするのは、事務の効率化という点でメリットがあると考えています。

委員： わかりました。

会長（議長）： 其々のメリット・デメリットについては、次回の審議会でお示し頂き、それについて審議して参りたいと思います。それでは、以上もちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、会議の進行を事務局にお返ししたいと思います。皆様ご協力ありがとうございました。

進行： はい、どうも長いご審議お疲れ様でございました。それでは、式次第 3. その他ということで次回審議会の開催日の調整を行いたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局： 次回の開催日は 4月以降を予定しております。日時が決定次第ご連絡したいと考えております。

進行： はい。それでは、次回開催日時につきましては、後日、ご連絡したいと思います。

なお、次回の会議の際には、本日の日程第4 印西市下水道事業における地方公営企業法の適用について、皆様からご意見を頂戴したいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

その他、何かご質問等ございますでしょうか？

委員： 全体計画比率の見直しについては、どの位減りますか。

事務局： 印旛沼流域については、7万1千人から、6万3267人になります。手賀沼流域については、2万3900人から2万1297人になります。

委員： 今後、10年で未整備箇所を整備していくと思いますが、資料1の緑色の部分が未整備箇所ですか。

事務局： はい。岩戸地区において、平成16年度から平成40年度まで整備していく予定であり、現在の整備率は、53.6%です。

委員： 不明水対策についての進捗状況をお聞かせ下さい。

事務局： 平成29年度においては、印旛沼流域で9か所で管内調査を予定しています。

委員： 不明水対策をすることで、各市町村からの負担金を減額することができますので、積極的に取り組んで頂きたい。

事務局： 了解しました。

進行： その他、質問等ございますか。

ないようでしたら、以上をもちまして、第1回印西市公共下水道事業運営審議会を終了します。委員の皆様におかれましては、お疲れ様でございました。